

医学的意見書 (聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能障害用)		
氏名	大正・昭和 <div style="text-align: right;">年 月 日生</div> 平成・令和	
住所	埼玉県春日部市	
① 障害名		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害 疾病、先天性、その他 ()	
③ 疾病・外傷発生年月日	右 左	年 月 日・場所 年 月 日・場所
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定 (推定) <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 右 左 </div> 年 月 日 年 月 日		
⑤ 障害認定所見	障害程度 (級相当) [軽度化による将来再認定 要 ・ 不要] (再認定の時期 年 月後)	
⑥ その他参考となる合併症状		
更生医療	期間	入院 日間・通院 日間 (回)
	事前検査 ・ 具体的方針 ・ 効果	
補装具	新	名称
	再 ・ 修	処 方 ・ 効 果
所 見	医療機関名 所在地 診療担当科 作成医師氏名 年 月 日	

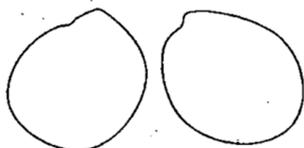
身体 の 状 況 お よ び 所 見

1 「聴覚障害」の状態及び所見

- ① 難聴の種類
(該当欄に○をつけてください)

	右	左
伝音性難聴		
感音性難聴		
混合性難聴		

- ② 鼓膜所見・その他
(右) (左)



- ③ 聴力検査の結果

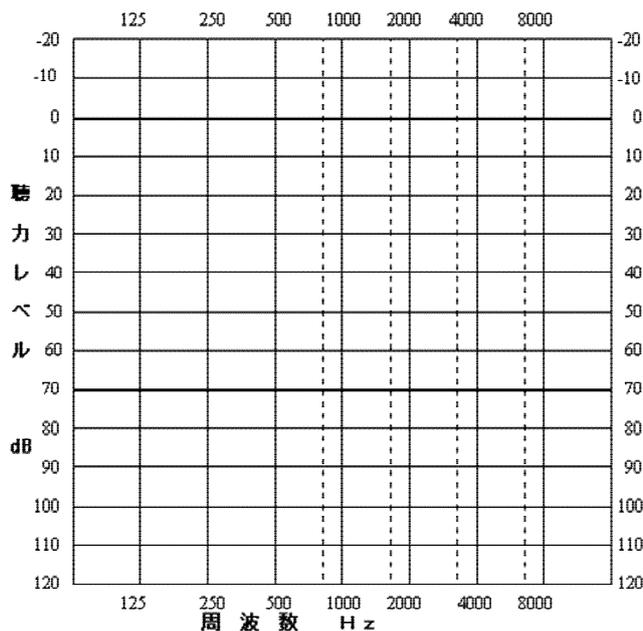
聴力 (平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

最良語音明瞭度
(右 % 左 %)

話言葉による了解度

		右		左	
大声	耳介に接して	了	非	了	非
話声	耳介に接して	了	非	了	非
話声	40cm 離れて	了	非	了	非



2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見 (該当する障害の□に✓を入れ、必要事項を記述すること。)

- そしゃく・嚥下機能の障害→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
- 咬合異常によるそしゃく機能の障害→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

①そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

()

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯留

○所見 (上記の枠内の観察点から、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

()

イ 嚥下状態の観察と検査

(参考1) 各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

(参考2) 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容 (固形物、半固形物、流動食)
- ・誤嚥の程度 (毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○観察・検査の方法

- エックス線検査 ()
- 内視鏡検査 ()
- その他 ()

○所見 (上記の枠内の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

()

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
 その他

()

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

()

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

()

(2) その他（今後の見込み等）

()

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
 延髄機能障害（仮性球まひ、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
 延髄機能障害（仮性球まひ、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

聴力障害の認定に当たっては、J I S規格によるオーディオメータで測定すること。

d B値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、c

とした場合、エラー! 非対応のEQフィールドです。 $\frac{a + 2b + c}{4}$ の算式により算定し、a、

b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、該当dB値を105dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定すること。